○防災科学技術研究所アシスタントスタッフ給与規程

（平成23年4月1日　23規程第17号）

改正　平成25年3月14日　25規程第19号　平成26年3月13日　26規程第6号
平成29年3月29日　29規程第19号　平成30年3月27日　30規程第23号
平成30年11月13日　30規程第87号　令和元年9月26日　元規程第42号
令和4年12月22日　4規程第47号　令和5年2月22日　5規程第21号
令和8年3月12日　8規程第27号

第1章　総則

（目的）

第1条　この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所有期雇用職員及び無期労働契約転換職員就業規則（18規則第2号。以下「有期雇用職員等就業規則」という。）第24条の規定に基づき、防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）に勤務する有期雇用職員等就業規則第5条第1項第5号に規定するアシスタントスタッフ及び第3項第4号に規定するアシスタントスタッフ（無期契約）（以下「アシスタントスタッフ等」という。）の給与について定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条　アシスタントスタッフ等の給与については、この規程その他諸規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによるものとする。

（給与体系）

第3条　アシスタントスタッフ等の給与は、基本給、通勤手当、及び時間外勤務手当とする。

2　基本給は、年額とする。

（重複給与の禁止）

第4条　アシスタントスタッフ等が研究所において職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはない。

（給与の支給日）

第5条　給与（通勤手当及び時間外勤務手当を除く。以下この条において同じ。）は、毎月17日（以下「支給日」といい、その日が休日にあたるときは、職員（防災科学技術研究所職員給与規程（13規程第17号。以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）に準ずる。）にその月の月額の全額を支給する。ただし、月の初日以外の日に採用された者で、採用された日が、当該月の支給日以降の場合は、当該月の給与は翌月の支給日に支給するものとする。

2　時間外勤務手当は、支給日に、その前月の月額の全額を支給する。

（支給方法）

第6条　アシスタントスタッフ等の給与は、次条の定めるところによりアシスタントスタッフ等の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を、当該アシスタントスタッフ等の同意を得て原則としてその者の預貯金口座へ振込むことによって支払うものとする。

(給与の控除)

第7条　次に掲げるものは、給与の支払いの際に控除する。

(1)　法令で定めるもの

所得税、地方税、その他の法令で定めるもの

(2)　労基法第24条第1項ただし書に基づく労使協定によるもの

(死亡による給与の受取人の指定)

第8条　アシスタントスタッフ等が死亡した場合の給与は、その遺族に支給する。

2　支給を受ける遺族は、労基法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45条の定めるところによる。

(非常時における給与の支給)

第9条　アシスタントスタッフ等が、アシスタントスタッフ等又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、その月の給与の支給日前であつても、請求日までの勤務実績に基づき遅滞なく支給する。

(給与の減額)

第10条　アシスタントスタッフ等が所定勤務時間の一部を勤務しないときは、年次休暇による場合、年次休暇以外の有給の休暇による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、勤務しなかった期間に相当する給与を減額して支給する。

2　アシスタントスタッフ等が前項の規定による所定勤務時間の一部を勤務しなかった日数及び時間数は、その給与期間によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数がある場合、端数は切り捨てる。

3　前項の規定による所定勤務時間の一部を勤務しなかった場合に減額する給与は、次条及び第12条により算出する。

4　前項により算出される額が基本給月額より大である場合には基本給月額を超えて減額しない。

5　アシスタントスタッフ等が、前各項に関わらず、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その月の勤務すべき全時間を勤務しない場合、その月の以下の給与の月額を減額する。

イ　基本給

(勤務1日当たりの給与額)

第11条　アシスタントスタッフ等の勤務1日当たりの給与額は、基本給を当該年度に勤務すべき日数で除して得た額とする。

2　前項により算定した金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第12条　アシスタントスタッフ等の勤務1時間当たりの給与額は、前条第1項の規定により計算された額を7.75で除して得た額とする。

2　前項により算定した金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

第13条　削除

第2章　給与

第1節　基本給

(基本給)

第14条　アシスタントスタッフ等の基本給表は、次に定めるとおりとする。

号俸	基本給(年額)
1	3,186,000円
2	3,316,800円
3	3,468,000円

2　アシスタントスタッフ等の基本給には、職員給与規程第24条に定める地域手当、第34条に定める期末手当、第35条に定める勤勉手当及び退職手当に相当する額を含む。

(号俸の決定)

第15条　アシスタントスタッフ等の基本給の号俸は、業務内容及び資格に応じて次表のとおりとする。

号俸	業務内容及び資格
1	一般事務又は定型的な補助業務に従事する者
2	研究補助又は専門性の高い事務に従事する者で、かつ優れた専門的な知識又は技術を有している者
3	高度な研究補助又は高度な専門性の高い事務に従事する者で、かつ特に優れた専門的な知識又は技術を有している者

2　前条に規定する基本給は、雇用予定期間が4月1日から翌年3月31日までのものとする。

(基本給月額)

第16条　基本給月額は、前条で決定した基本給を12で分割した額とする。

(年度途中の採用の場合の基本給)

第17条　アシスタントスタッフ等が年度途中における月の初日に採用された場合の基本給月額は、前条の規定による基本給月額とし、アシスタントスタッフ等が採用された月に応じた次表に定める割合を基本給月額に乗じて得た額を、その者の基本給とする。

採用月日	割合
5月1日	11
6月1日	10
7月1日	9
8月1日	8
9月1日	7
10月1日	6
11月1日	5
12月1日	4
1月1日	3
2月1日	2
3月1日	1

2　アシスタントスタッフ等が年度途中における月の初日以外の日に採用された場合は、前条の規定による基本給月額から、第11条の規定により算出した勤務1日当たりの給与額に採用された日以後当該月において勤務を要する日を乗じて得た額に、採用された日の属する月の翌月以降から雇用予定期間末月までの月数に応じた前項の規定による割合を乗じて得られる額を加えた額をその者の基本給とする。

(年度途中の離職の場合の基本給)

第18条　アシスタントスタッフ等が年度中途において離職した場合の基本給は、次に掲げるとおりとする。ただし、死亡により退職するときは、その月の基本給月額の全額を支給し、その月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第5条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額の合計額を、その者が既に決定されている基本給より減じた額をその者の基本給とする。

(1)　月の末日に離職する場合は、その月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第5条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額の合計額をその者が既に決定されている基本給より減じた額

(2)　月の末日以外に離職する場合は、第11条に規定する勤務1日当たりの額に離職の日後の当該月において勤務しない日数(防災科学技術研究所有期雇用職員及び無期労働契約転換職員等勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程第10条に規定する休日を除く。)を乗じて得た額と、発令された日の属する月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第5条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額の合計額をその者が既に決定されている基本給より減じた額をその者の基本給とする。

第2節　手当

（通勤手当）

第 19 条　通勤手当は、職員給与規程第 27 条第 1 項に規定する通勤手当の支給要件に該当するアシスタントスタッフ等に支給する。

2　前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

（時間外勤務手当）

第 20 条　所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたアシスタントスタッフ等には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 12 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)　所定勤務時間が割り振られた日及び休日（法定休日を除く。）における勤務
　　100 分の 125

(2)　法定休日における勤務
　　100 分の 135

2　前項第 1 号に該当する時間が 1 箇月について 60 時間を超えたアシスタントスタッフ等には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項第 1 号にかかわらず 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 25 を加算した割合）を乗じた額を時間外勤務手当てとして支給する。

（端数計算）

第 21 条　第 20 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

第 3 章　給与の特例

（休職者の給与）

第 22 条　有期雇用職員等就業規則第 37 条に該当して休職にされたときは、その休職期間中の給与については、支給しない。

（育児休業をするアシスタントスタッフ等の給与等）

第 23 条　防災科学技術研究所育児・介護休業等規程又は防災科学技術研究所有期雇用職員育児・介護休業等規程による育児休業をしている期間中のアシスタントスタッフ等の給与については、別に定める。

（介護休業期間中のアシスタントスタッフ等の給与等）

第 24 条　防災科学技術研究所育児・介護休業等規程又は防災科学技術研究所有期雇用職員育児・介護休業等規程による介護休業期間中のアシスタントスタッフ等の給与については、別に定める。

附　則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成25年3月14日　25規程第19号)

(施行期日)

1　この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(給与の特例)

2　平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間(「特例期間」という。)においては、規程第14条に定める基本給表は、次に定めるとおりとする。

号俸	基本給(年額)
1	2,485,200
2	2,608,884
3	2,754,732

附　則(平成26年3月13日　26規程第6号)

この規程は、平成26年3月13日から施行する。

附　則(平成29年3月29日　29規程第19号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附　則(平成30年3月27日　30規程第23号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(平成30年11月13日　30規程第87号)

この規程は、平成30年11月13日から施行する。

附　則(令和元年9月26日　元規程第42号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附　則(令和4年12月22日　4規程第47号)

(施行期日)

1　この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2　令和5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてアシスタントスタッフ及びアシスタントスタッフ(無期契約)として在職し、引き続き同一の基本給表の適用を受ける者の切替日における号俸は、切替日の前日における号俸と同じ号俸とする。

附　則(令和5年2月22日　5規程第21号)

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則(令和８年３月 12 日　８規程第 27 号)

この規程は、令和８年４月１日から施行する。